

地域の寺子屋事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地域の寺子屋事業（以下「事業」という。）について、必要な事項を定めるものとする。

(事業の目的)

第2条 事業の目的は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 子どもたちに様々な学習機会を提供することにより、学力向上や豊かな人間性の形成を図る。
- (2) 地域ぐるみで児童・生徒の教育及び学習をサポートする仕組みを作ることにより、地域の教育力の向上を図る。
- (3) シニア世代をはじめとする地域人材の知識及び経験を活かして、多世代で学ぶ生涯学習の拠点をつくる。

(事業の概要)

第3条 事業は、次に掲げるとおりとし、子どもたちを対象として、原則として、週1回の学習支援、月1回の体験活動及び世代間交流を行う。

- (1) 学習支援 児童・生徒が持参した宿題やニーズに合わせた課題について事業に協力する地域人材のサポートを受けながら学習を進めることをいう。
- (2) 体験活動 多様な経験と知識を持つ地域の人材を始めとして、地域の企業、大学等多様な人材を迎え、子どもたちの見識を広める活動をいう。
- (3) 世代間交流 子どもたち、保護者及び地域の様々な世代の市民相互の交流をいう。

2 事業の実施場所は、市立学校施設のほか、市民館その他川崎市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が適切と認める場所とする。

(事業の実施方法)

第4条 事業を円滑に進めるために、地域や学校の実態に即した団体（以下「受託団体」という。）に委託して行う。

- 2 受託団体に寺子屋コーディネーター（事業全体の企画運営を担う人材をいう。）を置く。
- 3 寺子屋コーディネーター及び寺子屋先生（学習支援、体験活動又は世代間交流を指導・サポートする人材をいう。）は、受託団体が選出するものとする。

(研修)

第5条 教育委員会は、必要に応じて寺子屋コーディネーター及び寺子屋先生の研修を実施する。

(委任)

第6条 この要綱に定めのない事項については、教育長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、平成26年5月26日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。